蒲郡商工会議所機構図

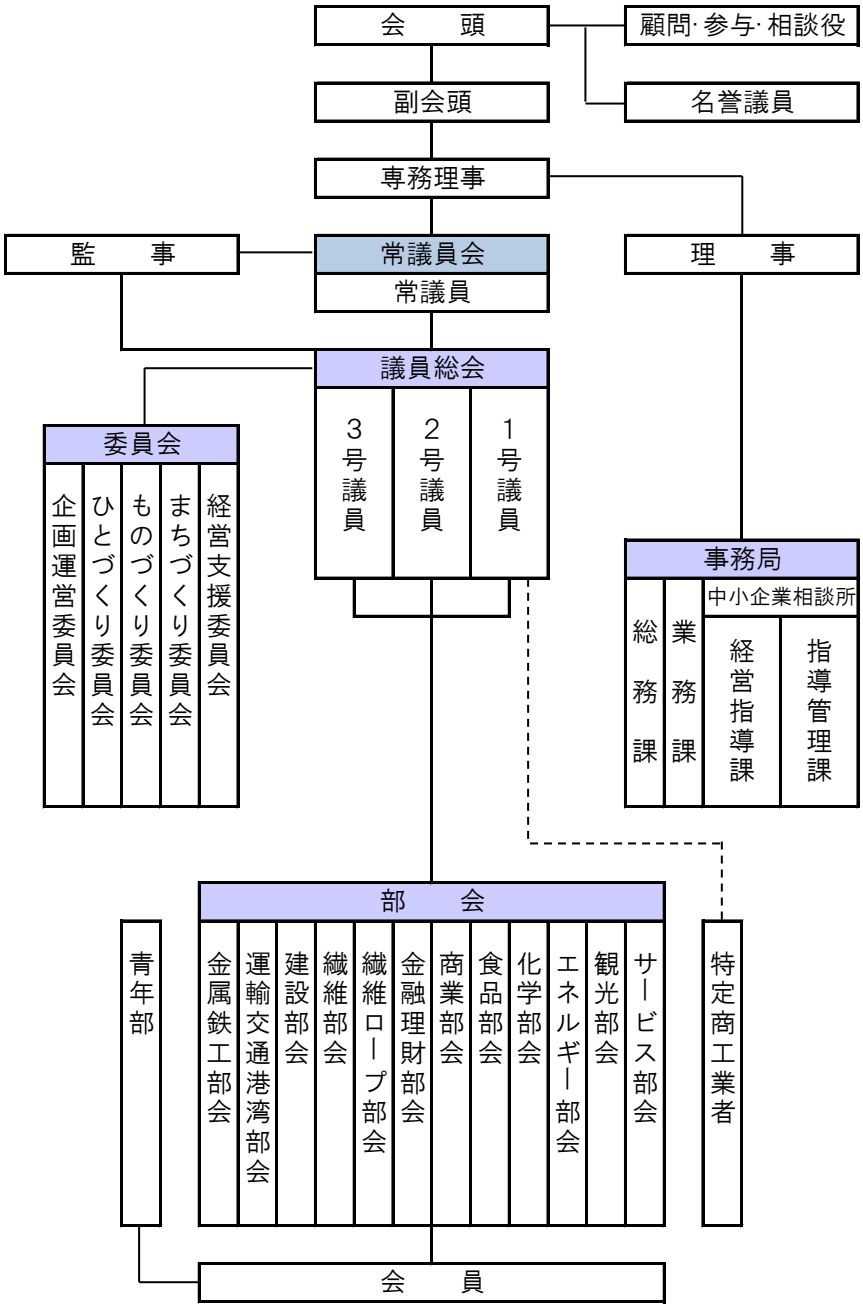

◆役　員
蒲郡商工会議所は、日常の事業を直接運営する常設機関として次の役員を置いています。
会　頭（1名）　副会頭（3名）
常議員（30名）　専務理事（1名）
監　事（2名）　理　事（1名）

◆常議員・常議員会
常議員会は議員の中から選任された常議員（30名）と正副会頭・専務理事をもって構成されています。商工会議所の事業運営に関する多くの事項はこの常議員会の承認を経て実施されます。

商工会議所の最高意思決定機関としては議員総会がありますが、絶えず変動する経済・社会情勢に迅速かつ適性に対応し、事業に効率良く対処していくため、常議員会があります。

◆議員・議員総会
議員の任期は3年で、その期間は、議員改選年の11月1日から3年後の10月31日までです。
・1号議員……会員及び会員以外の特定商工業者が、会員のうちから選挙した議員（65名）
・2号議員……部会が部会員のうちから選任した議員（25名）
・3号議員……1号・2号議員が選任した銓衡委員によって会員のうちから選任した議員（10名）

議員総会は、会員のうちから選ばれた議員で組織された最高意思決定機関です。
会頭が議長となり、定款の変更、役員の選任、事業計画、収支予算などの重要事項を審議します。

◆委 員 会
商工会議所の目的を達成するため、必要な重要事項を専門的な立場から調査研究します。

◆ 部　会
会員が営んでいる主要な事業の種類ごとに部会に所属し、それぞれの事業の適切な改善発展を図るため意見や要望を述べることができます。
部会の決議は、常議員会の承認を得て商工会議所の意見となります。

◆会　員
蒲郡商工会議所の地区内に引き続き6箇月以上営業所、事務所、工場または、事業場を有する商工業者が会員となることができます。

◆青年部
会員事業所の経営者及びその後継者、若手社員のうち50歳以下の者で組織されています。
次代を担う経営者の人格研鑽と経営能力向上を図ることを目的としています。

◆特定商工業者
資本金額が300万円以上又は、従業員が20名（商業・サービス業は5名）以上の商工業者が該当します。
特定商工業者は、1号議員の選挙権を有し、商工会議所の定款、規約及び事業報告書、収支決算書等の閲覧を求めることができます。
一方で、法定負担金の納入及び法定台帳に必要事項を登録する義務を負います。